

2013年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2013年12月5、6日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次の通り。

2013年12月 ASAF 会議出席メンバー(2013年12月5日、6日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Françoise Flores 他
英国財務報告評議会	Roger Marshall
ドイツ会計基準委員会	Liesel Knorr
スペイン会計監査協会	Ana Martínez-Pina
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Clement Chan
オーストラリア会計基準審議会	Kevin Stevenson ¹
企業会計基準委員会 (ASBJ)	西川 郁生
中国会計基準委員会	Liu Guangzhong 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russell Golden ²
カナダ会計基準審議会	Linda Mezon

(注) ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS) の代表は欠席した。

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Ian Mackintosh 副議長、プロジェクト担当
理事、担当スタッフ

¹ 「負債」のセッションには、Warren McGregor (元 IASB 理事) 氏も発表者として参加した。

² 「純損益・OCI・測定」のセッションでは、Russell Golden 議長に代わり、Thomas Linsmeier FASB 理事が出席した。

2013年12月ASAF会議の議題

議題	審議時間	参照ページ
概念フレームワーク		
受託責任・説明責任（EFRAG及び欧州の会計基準設定主体）	1時間	P. 3
信頼性（EFRAG及び欧州の会計基準設定主体）	0.5時間	P. 7
負債（豪州会計基準委員会）	1.5時間	P. 10
純損益・OCI・測定（ASBJ）	1.5時間	P. 12
IFRS第3号「企業結合」適用後レビュー	1時間	P. 17
料金規制	1時間	P. 21
リース	0.5時間	P. 25

今後の日程(予定)

2014年：3月3日、4日、6月、9月、12月

ASAF会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会において検討を行った。また、2013年11月22日に、「IFRS対応方針協議会³」が開催され、ASAF会議への対応について意見交換が行われた。

³ IFRS対応方針協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省をメンバーとする。

II. 概念フレームワーク（受託責任）

EFRAG による「説明責任及び財務報告の目的」の Bulletin

3. IASB は、2010 年に「財務報告に関する概念フレームワーク」第 1 章（一般目的財務報告の目的）及び第 3 章（有用な財務情報の質的特性）を公表している。今般の概念フレームワークの見直しに当たって IASB は、第 1 章及び第 3 章の大幅な見直しを行うことを予定していないが、2013 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー「「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し」（以下、「DP」という。）の第 9 章（その他の論点）において「受託責任(stewardship)」に関する議論が記載されている。
4. 2013 年 9 月に EFRAG から Bulletin「より良いフレームワークを目指して—説明責任及び財務報告の目的 (Accountability and the Objective of Financial Reporting)」(コメント期限：11 月 15 日) が公表されており、2013 年 12 月開催の ASAF 会議において、本件について議論された。
5. EFRAG の Bulletin では、EFRAG 及び欧州の 4 つの基準設定主体の次のような暫定的な見解が紹介されている。
 - (1) ASCG（ドイツ）と OIC（イタリア）は、IASB の 2010 年「フレームワーク」では、説明責任／受託責任の重要性及び役割について適切に対処されていると考えている。
 - (2) ANC（フランス）は、説明責任／受託責任に関する情報の提供こそが財務報告の主たる目的であると考えている。
 - (3) EFRAG と FRC（イギリス）は、説明責任／受託責任に関する情報の提供は財務報告の主たる目的である（単に他の目的の一部又は付属物ではなく）と考えており、当該考え方を表すように記述を復活させるべきであると考えている。

ASAF 会議での議論の概要

6. ASAF 会議では、EFRAG 及び欧州の会計基準設定主体の見解に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 「受託責任(stewardship)」は、経営者が受託された資源を効果的に運用する責任を指すもので、「説明責任(accountability)」は受託された資源の運用結果を報告するものである。説明責任は、重要ではあるものの、経済的意思決定に有用な情報を提供する目的に完全に包含されるもので、それ自体が財務報告の目的ではない。

- (2) 経済的意思決定に有用な情報は将来の情報で、説明責任を果たすための情報が過去の情報との指摘があるが、そうは考えない。過去の情報は、確認価値を持つ点で、意思決定に有用な情報である。
- (3) 意思決定有用性目的と受託責任目的という2つの目的に関係がある。受託責任（又は、説明責任）は重要ではあるが、これらを同列に設定すると、これに伴う判断が複雑になり、困難を招く可能性がある。
- (4) 受託責任に関する情報は価値があり、意思決定有用性目的と受託責任目的は、いずれがよいかということでもなければ、両者が競合するというということでもない。利用者のニーズは何か、どのようにすればそのニーズを効果的に満たすことができるかという問題である。
- (5) 財務報告の目的は、投資者が投資を購入／売却する意思決定に有用な情報を提供することであり、そのために、経営者が自身の役割をどのように果たしたかを含めて将来キャッシュ・フローの予測に資する情報が必要となる。そのため、受託責任も意思決定有用性の一部であり、現行の目的の記述は適切である。
- (6) 財務報告の目的を、投資者が投資を購入／売却するための意思決定に資する情報を提供するという考え方は財務報告の目的を狭く解釈しすぎているのではない。投資の売却を意図しない長期的保有を意図する投資家は、経営者責任の評価のために財務報告を利用する。
- (7) 中国では、1980年代から1990年代にかけては、受託責任／説明責任こそが財務報告の目的とされていたが、資本市場の発展に伴い、意思決定に有用な情報の提供が目的となった経緯がある。また、DPでも測定の章等では、両者が並列に記述されている。3年前の改正でStewardshipを削除した理由の一つとして翻訳の難しさがあげられているが、日中韓3カ国会議において、3カ国では問題がないことが確認された。このため、意思決定有用性目的と受託責任目的は、並列的に記載されるべきである。

ASBJの発言要旨

7. 本件について、ASBJからは、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、財務報告の目的に関して、「受託責任」又は「説明責任」を果たすための情報の提供が、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報の提供という目的を上回る程の位置づけがあると考えていない。

- (2) 「企業の資源、企業に対する請求権、及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報」（通常、「受託責任」を果たすための情報といわれる）と「企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報」とでは、殆どの場合に一致すると考えられる。例えば、「情報の網羅性(all inclusiveness)」は将来キャッシュ・フローの見通しを評価する上で必要と考えられるが、受託責任からは、情報の網羅性の概念がより明確に必要となると考えられる。
- (3) しかし、我々は、両者の目的に照らして有用と考えられる情報の範囲が結果として相違する場合があると考えている。Bulletin でも指摘されているように、経営者の報酬の開示は、これに該当するものと考えている。
- (4) 現行の概念フレームワークにおける目的の記述では、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに必要な情報に、受託責任を果たすための情報が（常に）含まれているようにも見受けられる。このため、両者は重複する部分は多いものの、別個の目的である旨を明示するように、概念フレームワークの記述を修正しても良いかもしれない。

その他

8. 本件について IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。
- (1) エージェンシー問題は資本市場において重要な位置付けにある。証券規制の多くが経営者に事実を語らせるために存在していることを考えると、説明責任を果たすことは財務報告の本質であり、財務報告の目的そのものともいえる。しかし、受託責任を果たすという目的は意思決定に有用な情報提供という目的に必ず含まれるもので競合関係は全くない。指摘されている問題（あるいは、誤解）は受託責任に独立の位置付けを与えることで解決されるかもしれないが、自分には受託責任と意思決定有用性に競合関係はなく、論点は感じられない。
- (2) 受託責任について、予測価値とともに確認価値の観点から整理することが必要との指摘があった。この点について更なる明確化が必要かもしれないが、概念フレームワーク第3章に記載されている。また、DP では、第6章「測定」の章を含め、将来キャッシュ・フローの予測と受託責任を並列的にする形で財務報告の目的を参照しているが、アウトリーチにおいて受託責任を目立たせ過ぎているのではないかというコメントが示されており、この点について検討していきたい。また、議論において指摘があったように、「受託責任」は資産と負債の有効利用、「説明責任」は経営者への報告の意味で用いられることがある

が、用語を復活させるか否かは別にして、報告責任に焦点を当てる必要がある。

III. 概念フレームワーク（信頼性）

EFRAG による「財務情報の信頼性」の Bulletin

9. 2013年4月にEFRAGからBulletin「より良いフレームワークを目指して—財務情報の信頼性(Reliability of financial information)」(コメント期限:7月5日)が公表されており、2013年12月開催のASAF会議において、本件について議論された。
10. EFRAGのBulletinでは、次のような暫定的な見解が示されている。
 - (1) 2010年における改訂は、単に用語を変更しただけでなく、次の考え方を反映したものとなっている。
 - 目的適合性の方が信頼性よりも重要である
 - どの測定基礎も、ある構成要素を基本財務諸表に認識することを正当化するのに十分な信頼性がある。
 - 信頼性は基本的には開示に関する問題である(すなわち、忠実な表現の問題である)。
 - (2) 学術研究からは、信頼性は最低限目的適合性と等しく重要であり、見積りに関するプロセスやインプットの開示は測定の不確実性を必ずしも補うことはできないとされている。
 - (3) このため、「信頼性」の考え方(検証可能性を含む)を財務諸表の情報の基本的な質的特性として改めて記述すべきと考える。この場合、信頼性が認識規準の一部として利用できることにつながるほか、信頼性をどのように評価すべきか、情報を有用とするためにどの程度の信頼性が必要か(必要と考えられる検証可能性の程度を含む)について、更なる議論が必要である。

ASAF 会議での議論の概要

11. EFRAG及び欧州の会計基準設定主体の見解に対し、ASAFメンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 受託責任と異なり、信頼性については、EFRAG及び欧州の4会計基準設定主体は見解が一致している。
- (2) (『信頼性』と『忠実な表現』とで何が相違するのか)という質問に対して)信頼性の概念においては、数値に信頼性がない場合は認識されないが、忠実な表現においては、前提条件等が開示されていれば忠実な表現が達成されるという説明になっている。このため、レベル3のインプットで測定されるデリバティブ契約

や無形資産の資産計上等について相違するのではないか。

- (3) IFRS 第3号「企業結合」を改訂した際に、無形資産の資産計上について信頼性をもって測定されないことはないとしてすべてを認識することになった点は重要と考えている。また、DPでは、質的特性から信頼性が削除されたことを理由に、認識規準から信頼性の要件を削除することが提案されており、これは驚きであった。
- (4) 信頼性と目的適合性をトレード・オフ関係と捉えるのは有益ではない。2010年の改訂の議論では、信頼性が欠如すれば目的適合性も減少するとして、目的適合性そのものの中にトレード・オフ関係や信頼性を含めている。
- (5) 信頼性の程度を取引の最終結果と混同している場合がある。最終的な結果が今の測定値と異なるから信頼性がないという意見があるが、その測定値は現在の状況を描写する信頼性のある測定である。Bulletinは、最終結果から議論を開始する誤りをしているように見える。
- (6) 2010年に信頼性を忠実な表現で置き換えた際に、単なる置き換えと説明していたが、仮に信頼性から忠実な表現への変更が会計基準開発に影響をおよぼすのであれば、どのような違いをもたらすのかについて十分に説明すべきである。
- (7) 「信頼性」の概念は、測定や認識の要件との関係で重要であるほか、「忠実な表現」は実務的とはいえない。このため、「信頼性」の概念を復活させるべきである。
- (8) 信頼性の考え方が概念フレームワークから失われていないことは理解したが、信頼性を復活させることによって、それが明確になるのではないか。

ASBJの発言要旨

12. 本件について、ASBJからは、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、財務情報が有用であるためには、財務情報が目的適合的であるとともに、目的適合性のある情報が忠実に表現されることが必要と考えている。
- (2) こうした関係において、目的適合性と忠実な表現は全体として評価され、費用対効果を勘案した上で、両者の均衡点を検討していくことが一般的と考えられる。また、当該検討過程において、目的適合性と忠実な表現の関係がトレード・オフの関係になる場合もあると考えられる。
- (3) しかし、現行の概念フレームワークにおいては、こうした関係が必ずしも十分に理解されていないという指摘もある。このため、現行の概念フレームワークのQC18

項の記述について、上記の趣旨を明確にすることが考えられる。また、明確化にあたっては、結論の背景の改訂することも考えられる。

その他

13. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 現行概念フレームワークでも、目的適合性と忠実な表現との間にはトレード・オフ関係がある。忠実な表現と信頼性に大きな違いはないのではないか。
- (2) 信頼性は目的適合性の一部である。不確実性のレベルが高まれば目的適合性も減少する。現行の概念フレームワーク（QC16 項）でも記述している。

IV. 概念フレームワーク（負債）

AASB による「負債」の随時ペーパー

14. 豪州会計基準委員会(AASB)は、2013年10月に Occasional Paper NO.1「負債—無視されてきた構成要素：負債の財務報告に関する概念的分析 (Liabilities - the neglected element: conceptual analysis of the financial reporting of liabilities)」(以下、「本ペーパー」という。)を公表した。本ペーパーは、主に Warren McGregor 氏(元 IASB 理事)が執筆したものであり、必ずしも AASB の見解を表すものではないとされている。2013年12月開催の ASAF 会議において、本件について議論された。
15. 本ペーパーでは、DP の内容については、当プロジェクトが初期段階にあることを理由にほとんど言及されていない。
16. 本ペーパーは、負債の財務報告に関する主要な論点の概念的分析を提示している。負債の定義を提示するとともに、すべての種類の負債にわたる首尾一貫した認識及び測定のアプローチを主張しており、報告企業の負債のより完全な表現を生み出すとともに、それらの負債が表す経済的負担を現在よりも適切に反映するものとなると主張されている。
17. 各論点についての筆者の主な見解は次のとおりである。

	筆者の見解
定義	企業の負債とは、企業が義務を負っている現在の経済的負担である。
認識	認識のために、蓋然性の規準と信頼性のある測定の規準は不要である。
測定	当初測定：すべての負債を現在価値ベースで測定すべきである。 事後測定：大部分の負債を現在価値ベースで測定すべきである。
開示	上記の定義、認識、測定の方向性を踏まえ、認識の決定及び測定のプロセスを財務諸表の利用者にとって理解可能なものとするために、また、財務諸表に最終的に含まれる負債の測定の表現の忠実性への信頼を生み出すために、(開示面で)対処が必要となる。

ASAF 会議での議論の概要

18. ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(推定的義務)

- (1) 推定的義務について、企業は経済的資源の流出を回避することが可能であることから、負債の範囲に含めるべきではない。

(2) 負債の認識について網羅性を確保するため、企業が対外的な公表を行い他者の期待を創出させた場合、たとえ強制可能ではないとしても、当該公表を取り消すまでは企業は負債を有していると考えべきである。

(条件付義務)

(3) 負債が存在すると考える時点については、企業が資源の流出を回避する裁量がほとんどなくなったときとすべきである。

(4) IASB の DP における見解 2 については、実質的に無条件 (practically unconditional) が意味する内容が不明確である点で懸念がある。

(認識要件とコスト便益)

(5) 義務の性質により、認識及び測定する場合の利用可能な情報が異なる (例えば、製品保証と保険義務) ことから、基準レベルでの認識要件を検討する上でのコスト便益の考え方は異なると考えられる。

V. 概念フレームワーク（純損益/OCI 及び測定）

ASBJによるアジェンダ・ペーパー

19. ASBJ は、DP のセクション 6（測定）とセクション 8（包括利益計算書における表示－純損益とその他の包括利益（以下、「OCI」））の関係の分析に焦点を当てたアジェンダ・ペーパーを作成しており、2013 年 12 月の ASAF 会議で本ペーパーについて議論された。
20. 第 1 章では、包括利益、純損益及び OCI を構成要素として次のように定義することを提案しており、包括利益と純損益との間の相違は本質的には時点の相違であり、概念上、全会計期間の純損益の累計額は、全会計期間の包括利益の累計額と等しくなるべきであるとしている。
 - (1) 包括利益とは、純資産を構成する認識された資産及び負債について企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動のうち、所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除いたものである。
 - (2) 純損益とは、純資産を構成する認識された資産及び負債について企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を用いて測定したある期間における純資産の変動のうち、所有者の立場での所有者との取引から生じた変動を除いたものである。
 - (3) OCI とは、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定値と企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定値が異なる場合に使用される「連結環」である。
21. 第 2 章では、純損益の特徴を、「純損益は、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的（all-inclusive）な測定値を表す。」と提案している。「企業の事業活動に関する不可逆な成果」は、企業の事業活動に関する不確実性が、成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少することを意味する。
22. 第 3 章では、同一の項目に 2 つの異なる測定基礎を使用すべき場合として、「企業の財政状態の報告の観点からは、何らかのリスクに晒されている資産及び負債を報告日現在で更新された情報を用いて再測定することに目的適合性があるが」、「そのような再測定が、企業の財務業績の報告の観点からは目的適合性がない」場合としている。なお、企業の事業活動の成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされるほどには減少していない状況は、時間軸が長期の場合に生じることが多いと述べている。

23. 第 4 章では、リサイクリングは仕組みとして自動的に達成されることになり、したがって、リサイクリングをしない項目は存在しないことになる旨を述べている。また、リサイクリングは次の時点で発生すると考えている。
- (1) 関連する資産又は負債の認識の中止が行われる時点
 - (2) 関連する資産について減損損失が認識される時点
 - (3) 時の経過に従って自動的な戻入れが生じる時点
24. 補足的検討では、同一の項目に対して 2 つの異なる測定基礎をどのような場合に使用すべきなのかについて資産と負債に区分して検討している。また、DP において「ミスマッチのある再測定」と「一時的な再測定」として提案されている OCI 項目について、本ペーパーで定義した「連結環」で説明している。

ASAF 会議での議論の概要

25. ASBJ の見解に対して、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 良いペーパーに感謝する。多くの点に賛成するが、不可逆性については、貸出金の減損に関する不確実性の捉え方等において困難があるだろう。
- (2) 不可逆という考え方は実現と同義なのか。減損について、どの時点で不可逆となり純損益に認識するのか。
- (3) 純損益や OCI のリサイクリングは、欧州でも多様な議論がある。財務業績といった観点から純損益を定義しようという ASBJ の取組みを支持するが、欧州でも定義を試みてうまくいかなかったこともあり、困難であることも認識している。ペーパーの考え方を改善する上で、ビジネス・モデルの概念が鍵になると考えている。
- (4) そもそも OCI は不要ではないか。単一の利益概念とした上で、分解して開示することにより利用者に判断してもらうのがよいと考える。OCI に関する DP の記載は人工的すぎるし、何を OCI に表示するかについて明確な基礎がないように思う。
- (5) 包括利益を表示しつつ、その分解情報を多く表示することによって有用な情報提供ができると考えており、そもそも OCI は不要という見解に同意する。不可逆性に関して、長期の引当金への適用や減損の戻入時点をどのように説明するか疑問がある。また、仮に不可逆という概念に基づいて個別の基準を開発できたとしても、その合計値としての純損益に意味を見出せないのではないか。

(6) このペーパーは、次の点について評価できると考えている。

- 再測定差額の変動を包括利益計算書においてどのように表示するかという点を測定の考え方と結び付けて論じている点。
- さらなる改善は可能と考えられるものの、OCI と純損益の関係について、IASB の DP よりも適切に論じている点がある点。
- 財務業績にとって目的適合的な測定基礎と財政状態にとって目的適合的な測定基礎とに区分して議論している点。特に、原価と現在価値（公正価値）の2分論ではなく、原価にも、キャッシュ・フローと割引率の双方を固定するものと割引率だけを固定するものの2つがあることに気付かされた。

他方、次の点については、ペーパーの考え方に必ずしも同意しない。

- 純損益に認識する項目と OCI に認識する項目について、整合的な説明ができていない箇所がある点。
- マーケット・リスクの前提条件の変更による再評価差額について OCI が使用されることが示唆されているが、マーケット・リスクの変更でも純損益に表示すべきものがある一方、他のリスクについて OCI に表示することが適切な場合もある点。

(7) 良いペーパーである。財務業績の定義に関する議論が必要で、そのことにより、純損益の必要性や OCI の範囲が明確になるのではないか。

(8) ASBJ の取り組みに感謝する。次の3つの点で ASBJ の見解に同意する。

- 純損益、包括利益及び OCI を財務諸表の構成要素として定義する点。
- DP における提案のように OCI を3つに分類しない点。
- 基本的にすべての OCI 項目をリサイクリングする点。

(9) ペーパーを歓迎する。リサイクリングについては、経験上、恣意性や操作可能性の問題が出やすいと考えており、概念上、リサイクリングを整理できるか疑問がある。

その他

26. IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) エレガントなペーパーである。しかし、次の点について、理屈がショートカッ

トされており説得的でない。

- 負債性金融商品の FVOCI について、財務業績の観点からは償却原価が有用な測定基礎であるが財政状態の観点からは公正価値が有用な測定基礎という考え方で説明しているが、実際には何が適切な測定基礎か決められなかったため、2つの測定基礎を使用しているだけではないか。
- 純損益にソフトな数値が入ってしまうことを回避するために再評価差額を即時認識しないというのは分かるが、財務業績の表示にとってソフトな数値ということであれば財政状態の表示にとってもソフトな数値になってしまうため、信頼性に欠けているということになるのではないか。
- 純損益の定義の検討についての尽力は理解しているが、結局、「みなし不可逆」というような幅のある用語に頼らざるを得ないのだろう。実現との相違も含め、「不可逆」又は「みなし不可逆」という考えですべてを説明するのは困難ではないか。

より精緻な定義が特定できない限り、純損益について定義することを躊躇するし、個人的には純損益を精緻に定義することができるとは思わない。

(会議終了時の発言) 優れたペーパーの提出に感謝する。すべての問題が解決し結論を得たわけではないが、議論が進んだと思う。

(2) これまで純損益の定義についての提案を聞いていなかったのので、ASBJ のペーパーを歓迎する。しかし、次の点については、十分に納得していない。

- デリバティブやトレーディング目的の投資について、再評価差額が「不可逆」ないし「みなし不可逆」と考えられる理由。
- 事業活動の成果をどのような会計単位で捉えるかについての説明（各取引単位で捉えるのか、事業全体で捉えるのかによって不可逆の時点が異なることがある）。

(3) 純損益の定義について勇敢な試みをしているが、次の点について、うまく機能しないと考えている。

- DP の「橋渡し項目」と類似した考え方で説明しているが、DP では純損益に認識した累積額が有意なもので、理解可能で、明確に説明できる結果と整合的であることが必要、としている。こうした観点から、外貨換算や年金など現行のすべての OCI 項目を説明することは難しいのではないか。逆に、こうした規律がなければ、単なるスムーズングになってしまう。

- 財務業績を定義しなければ、どういう場合にどの測定基礎を使用すべきか決定できないのではないか。

ASBJ の発言要旨

27. ASAF メンバーからの意見を受けて、ASBJ からは主に次の発言を行っている。

- (1) 過去の基準開発において、財務諸表の表示に関して純損益をなくすという議論があったが、現時点では純損益は残っており、これからも残り続けると考えている。純損益が残る場合には、何が純損益かについての説明が必要である。日本の市場関係者は、概念フレームワークにおいて純損益の定義がないことによって、一貫性のない結果につながることを懸念している。
- (2) (デリバティブや減損について、「不可逆」でどのように説明されるかというメンバーの発言に対して) トレーディング目的の投資の保有は、日々、同じ投資の購入と売却を繰り返していると考えられ、売却により「不可逆」となっているとして比較的簡単に説明できる。減損については、新しい事実に基づいて兆候が発生し、その事実により「不可逆」と考えられる場合に減損を認識すると捉えられる。
- (3) 「不可逆」というのは定義ではなく性質の 1 つであり、純利益に複数の性質があってもよいと考える。包括利益にはさらに多様な性質があり、複雑で広い意味を包含しているため、利用者はあまり使用していないと思う。
- (4) 我々が提案する「連結環」は、DP が提案している「橋渡し項目」よりも広い概念である。
- (5) 戦略的投資については、投資を保有していることによって得られる事業上の利益と投資を売却することにより得られる利益の両方を同時に認識すべきでない。
- (6) (年金の遅延認識はスムージングではないかというコメントに対して) 年金については、持続的な費用であるため、製造原価や営業費用として計上されるべきであり、リサイクルが必要である。
- (7) (保険は長期であるので OCI が使用されるのかというコメントに対して) 保険について、割引率の変動は OCI が使用されると考えているが、キャッシュ・フローの見積りの変動については OCI を使用すべきと主張している訳ではない。

VI. IFRS 第3号「企業結合」適用後レビュー

28. IASB は、2013 年 7 月会議において、2004 年及び 2008 年双方の改訂分野を対象として、IFRS 第3号「企業結合」の基準適用後レビュー（PiR）を実施することを決定している。IASB スタッフは、その後、主な論点を識別するために、各国会計基準設定主体を含む関係者との協議を行っており、2013 年 11 月の IASB 会議においてその結果が報告されたほか、今後の進め方について審議されている。
29. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトについて、2013 年 11 月に IASB ボート会議で審議されたアジェンダ・ペーパー及び 12 月に審議を行うことが予定されているアジェンダ・ペーパーをベースに、PiR の第1フェーズでこれまでに得られた情報について説明がされた上で、2014 年 1 月に公表を予定している「情報要請」に含む質問事項（案）について議論された。
30. 「情報要請」に含む質問事項（案）として提示された分野は、次の通り。
- (1) 回答者の情報
 - (2) 事業の定義
 - (3) 公正価値測定
 - (4) のれん及びその他の無形資産の認識
 - (5) 耐用年数が確定できない無形資産及びのれんの非償却
 - (6) 非支配株主持分
 - (7) 段階取得
 - (8) 開示
 - (9) その他
 - (10) 基準適用による影響
31. なお、前項(5)「耐用年数が確定できない無形資産及びのれんの非償却」については、次の説明及び質問事項が示されていた。

(説明)

- (1) IFRS 第3号による企業結合会計の主要な改訂の一つは、のれんを償却せずに、年次の減損テストを要求したことである。この改訂の主な理由は、償却を通じた恣意的な配分と比較して、年次に減損を評価することによって、償却を通じて裁量的な配分を行うよりも、改善された情報が提供されると判断されたためである。償却を通じた費用の配分は、取得したのれんの耐用年数や、それが消費されるパターンなど、予測できない事象に基づいている。
- (2) また、IAS 第38号は、耐用年数が確定できない無形資産を償却せずに、年次の減損テストを要求するよう改訂された。

- (3) さらに、IFRS 第 3 号（2004 年）では、IAS 第 36 号の資金生成単位（又は資金生成単位グループ）にのれんを配分することを明確にした。これには、のれんが資金生成単位（又は資金生成単位グループ）内の事業（operation）に配分されていて、企業が事業を処分する場合の取扱いが明確にされたことが含まれる。また、IFRS 第 3 号（2004 年）では、のれんが配分されていた資金生成単位（又は資金生成単位グループ）の構成を変更するような方法で、企業が報告構造を再編成する場合には、のれんが再配分されることが示された。

（質問事項）

- (1) のれん及び耐用年数を確定できない無形資産に関する年次の減損テストから入手する情報はどの程度有用か。また、それはなぜか。
- (2) 減損テストが提供する情報に関して、改善が必要と考えるか。もしそうであれば、それはなぜか。
- (3) のれん又は耐用年数が確定できない無形資産の減損テストを行うことによる適用上（又は、監査上、執行上）の課題は何か。また、それはなぜか。

ASAF 会議での議論の概要

32. ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

- (1) 米国の財務会計財団（FAF）の報告書では、公正価値測定に関する指摘がされている。IFRS 第 3 号の PiR を行うにあたっては、IASB と FASB とのコンバージェンスがどの程度重要であるかについても検討した上で、レビュー範囲が広がり過ぎないように、注意が必要ではないか。
- (2) IASB による IFRS 第 3 号に関する PiR の範囲は FASB による SAFS141 号に関する PiR の範囲より広いことは承知しているが、FASB は IASB の対応を考慮するため、まだ本格的に対応の検討に着手していない。但し、非支配持分や公正価値測定についても検討対象になると考えている。
- (3) FASB は、非公開会社に対してのれんの償却を認める改正を採択した。FASB は、公開会社についても、のれんの当初認識後の会計処理についてアジェンダに追加することを決定しており、リサーチを行う予定である。のれんの会計処理は、FASB と IASB で実質的に収斂が図られている分野であり、リサーチ結果について共有させていただきたい。
- (4) IASB はより詳細な検討をまとめた資料を添付資料とすることを検討していたと認識しており、当該分析は回答に役立つと考えていた。現在提示されている「情報

要請」(案)は情報が要約され過ぎているのではないか。

- (5) EFRAG の「受託責任」の Bulletin でも記載されている通り、取得費用を資産として認識することが経営者の説明責任を担保するために重要という見解がある。このため、取得費用の費用化についても質問事項とすべきではないか。
- (6) 逆取得、企業結合に関する税効果会計の適用、共通支配下の取引の 3 つの論点を質問票に加えるべきと考えている。
- (7) 質問事項(案)は概ね適切と考えているが、段階取得についてはカナダの関係者から問題点が指摘されており、この点について情報共有させていただきたい。また、公正価値測定の手法について国毎に異なっている旨が指摘されている。
- (8) 公正価値測定については、評価の専門家間で評価手法が確立されていないという問題がある。米国では、評価の専門家から、当該無形資産の評価を行うことを要求しなくても、残りの無形資産を測定するために当該無形資産を測定することが必要になるという見解が示された。評価の基準のあり方が、会計基準の設定において果たす役割についても考慮する必要があるかもしれない。
- (9) 論点を整理して PiR を行う旨を支持するが、フィードバックステートメントは、直接の検討対象とする以外の分野を含め、受け取ったコメントについて網羅的に記載されるべきである。
- (10) 企業結合会計を改正することは、取得価格の変更にもつながる可能性があるため、不確実性を高めないように注意する必要がある。

ASBJ の発言要旨

33. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- (1) IFRS 第 3 号の PiR において、2008 年の改正分野だけでなく、2004 年の改正分野についてもプロジェクトの対象に含めたことを評価する。また、情報要請において、のれん及び耐用年数の確定できない無形資産の非償却を質問に含めようとしている点の評価するが、「のれんの非償却が適切であったか」に対する回答を入手できるように、質問を明確にすべきである。
- (2) ASBJ は、のれんの会計処理について、EFRAG、イタリアの会計基準設定主体 (OIC)、インドの会計基準設定主体と共同でリサーチ・プロジェクトを実施している。問題の原因や考えうる解決策について検討を行っており、リサーチの進捗について、

適宜、情報提供させていただきたい。

その他

34. 本件について IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 取得費用の費用化や条件付対価は、基準設定段階では重要とされていたが、これまでのアウトリーチ結果を踏まえると、適用段階では、重要な論点とは認識されていないと認識している。また、質問事項は、関係者の期待を過度に高めないようにするためにも、一定範囲に絞るべきと考えている。
- (2) あまり多くの項目を PiR の範囲に含めるべきでないと考えている。たとえば、FAF の PiR では公正価値測定が指摘されていたが、評価 (Valuation) の問題は、必ずしも IFRS 第 3 号の問題ではないと考えている。
- (3) IASB のデュー・プロセスハンドブックでは、PiR の対象は新たな基準に限定されている訳ではない。また、問題点として指摘されているのは従前からある基準であることが多い。こうした問題点についてはリサーチ・プロジェクトで対応されることも多いが、今回の経験を踏まえ、今後、PiR をどの対象について、どのように実施していくことが可能かについて検討していきたい。
- (4) 今回の議論においてコメントのあった分野のうち質問事項とされていない論点 (逆取得、企業結合における税効果、条件付対価等) については、すべてを個別の質問にすることも難しい。このため、質問 9 (その他) で対応させていただきたい。

VII. 料金規制事業

35. IASB は、料金規制事業について、2009 年に公開草案「料金規制事業」を公表した。当該公開草案は、原価型料金規制(cost-of-service regulation)を対象として、規制資産・負債を財政状態計算書に認識することを提案するものであったが、規制資産及び規制負債が概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たさないのではないかというコメントが寄せられたほか、多くの回答者からより広範な範囲を対象とすることが提案されたため、審議の結果、2010 年 9 月にプロジェクトを中断することとされた。
36. その後、2011 年における「アジェンダ協議」のフィードバックを踏まえ、IASB は 2012 年 9 月にプロジェクトを再開することを決定した。IASB は、本プロジェクトにおいて、料金規制事業の会計処理について短期的な解決策として、一定の要件を満たすことを前提として従来各国の会計基準で認められていた会計処理を当面の間適用することを認めることを提案する公開草案「規制繰延勘定」(コメント期限：2013 年 9 月)を 2013 年 4 月に公表したほか、長期的な取組みとして、料金規制活動の会計処理の検討を進めている。
37. IASB は、当該長期的な取組みの一環として、2013 年 4 月に「情報要請：料金規制」を公表し、各国における料金規制事業について調査を行っており、当該結果を踏まえ、ディスカッション・ペーパーの公表を目指して審議を行っている。ディスカッション・ペーパーで検討することが予定されている論点は、主に次の通りである。
- 「料金規制」をどのように定義すべきか。
 - 料金規制事業のガイダンスにどのような範囲を含めるべきか。
 - 料金規制事業が創出する権利及び義務は概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすか。その場合、どのような資産及び負債の種類か。
38. 今回の ASAF 会議では、IASB より、料金規制プロジェクトの概要について説明がなされたほか、2013 年 10 月及び 11 月に開催された IASB 会議での検討を踏まえ、料金規制事業を識別する上で焦点を当てるべき鍵となる特徴について、次のような考え方が示された。
- (1) 主要な特徴
- 「収益要件」－規制期間において決定できる収益額を獲得する権利（「実際コストへの調整(true up 調整)」の使用を通じて反映される。）を有している旨

(2) 支援する特徴

- 権限を与えられた規制料金当局の存在
- 供給を行うとともに、当該質を維持する義務
- 排他的な（排他的に近い）供給する権利
- 財・サービスが必要不可欠な（必要不可欠に近い）ものである旨

39. IASB スタッフから、規制資産及び規制負債が 2013 年 7 月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」で提案されている資産及び負債の定義を満たすかについて、次のような予備的見解が示された。

(1) 「収益要件」は企業への経済的便益の移転又は企業への経済的便益の移転につながる能力を有する権利又は義務を表す。

(2) このため、規制資産及び規制負債について、次のように考えられる。

- 「実際コストへの調整」がプラスである場合、資産が存在する。
- 「実際コストへの調整」がマイナスである場合、負債が存在する。

ASAF 会議での議論の概要

40. ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(対象範囲)

- (1) 料金規制事業の典型例とされる電力事業について、以前は政府自らが供給者となっていた（又は、独占企業を規制していた）が、規制緩和が進み、現在では競争を促進しながら規制を行う仕組みが主流となっている。従って、本プロジェクトも、独占企業に対する規制のみではなく、競争状態にある企業に対する規制（Price Cap による規制を含む。）も検討範囲に加えるべきである。
- (2) 料金規制の態様は地域によっても異なり、ライセンスの付与を含め、他の取引とも関連するため、複雑である。対象範囲を適切に設定することが重要であり、さらなる実態調査が必要である。
- (3) 料金規制事業のうち何を検討対象とするのかについて、理由が必ずしも明確にされていない。当該理由について、ディスカッション・ペーパーで明確にすべきである。

(料金規制資産及び同負債についての見解)

- (4) 米国会計基準では、電力事業について料金規制資産及び負債を計上している。同資産及び負債は、概念フレームワーク上の資産及び負債の定義を満たすと考え

ており、関係者は現行の米国基準の取り扱いを支持している。近年、送電については規制を維持しつつ、発電については規制緩和を行うことが一般的になりつつあるが、投資家は、料金規制対象企業を評価する際、料金規制資産及び負債の情報を有用と考えている。

- (5) 「実際コストへの調整」だけでは、資産や負債の定義を満たさないのではないか。
- (6) 料金規制環境下では企業には請求権があるという理由で収益計上を認めてしまうと、単なる収益のスムージングになるのではないか。南アフリカの事例では、政府が節電を呼びかけた結果、電力消費が大幅に減少したこともあり、電力のケースでも、予定するほど、財やサービスが使用されない事態も想定しうるのではないか。
- (7) IASB では、概念フレームワークの資産及び負債の定義に合致するかについて検討が行われているが、むしろ第一に包括利益計算書の観点から検討を行うべきでないか。
- (8) 料金規制資産及び負債について、IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」の無形資産モデルや IAS 第 38 号「無形資産」との関係を整理すべきである。

ASBJ の発言要旨

41. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- (1) 対象範囲の問題は非常に重要である。アジェンダ・ペーパーでは、料金規制事業の特徴を主要な特徴と支援する特徴に区分しているが、後者も非常に重要な特徴であり、両者を区別する必要はない。
- (2) 資産及び負債の定義及び認識が対照的に取り扱われているが、資産と負債の認識は対照的である必要はないと考えている。現行の会計基準でも、偶発資産の認識規準について偶発負債の認識規準よりも高い閾値を設けているように、慎重性の観点を維持すべきであると考えている。

その他

42. 本件について IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 対象範囲に関しては、本日の議論も含め、引き続き検討していきたい。特に、「主要な特徴」と「支援する特徴」については、両者を区分せずに、これを統合することも検討していきたいと考えている。

- (2) IFRIC 第 12 号との関係、無形資産との関係、収益認識の観点等も考慮して検討を行った上で、2014 年第 2 四半期にディスカッション・ペーパーを公表する方向でプロジェクトを進めていきたい。

VIII. リース

43. IASB 及び FASB は 2006 年より共同して、リースに関する会計基準の改正作業を行っており、2013 年 5 月に改訂公開草案（コメント期限：9 月 13 日）（以下、「2013 年 ED」という。）を公表した。現在の IAS 第 17 号「リース」では、リース契約をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するとされているが、2013 年 ED では、これを借手が使用权の資産計上を行うモデル（現在のオペレーティング・リースの資産計上）に変更することを提案している。ASAF 会議では、IASB 及び FASB が受け取った 600 通以上のコメントレターに対するフィードバックが紹介された。なお、ASBJ は、2013 年 9 月にコメントレターを IASB 及び FASB に提出している。
44. 今回の ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーでは、借手、貸手、分類、リースの定義、範囲、測定、セール・アンド・リースバック、表示、開示、経過措置、適用上の懸念、費用対効果、リース行動の変化、その他の論点のそれぞれについて回答が紹介されている。主な内容は次に示すとおりである。
- (1) 利用者の大半を含む多くの関係者は、12 ヶ月超のすべてのリースについて使用权資産とリース負債を認識することを支持した。また、認識と測定を変更せず、現行基準を基本として開示を改善すれば良いという意見もみられた。
 - (2) 多くの関係者は特に、変動リース料、更新オプションと購入オプションの支払、リースの定義のガイダンス及び貸手の履行義務アプローチの削除に関する論点について、2010 年に公表された公開草案と比較して 2013 年 ED は著しく改善されていると回答した。
 - (3) 一方で、多くの関係者は、提案された借り手の会計処理モデルに反対し、一部の回答者は、現行基準の借手の会計処理モデルを変更すべきでないと主張した。また、2 本建てのアプローチ、リース資産とリース負債の定期的な見直し等に反対する者もいた。
 - (4) 大半の関係者は、提案された貸手の会計処理に反対し、大部分は現行基準の貸手会計処理モデルを変更すべきでないとした。
 - (5) 大半の関係者は、2013 年 ED の提案に対し、コストと複雑性について懸念を示した。特に、2 本建てのモデル、貸手タイプ A の会計処理、見直し、開示及び範囲についての懸念が特に注目され、多くは、リース会計の最終基準化前に詳細なコスト便益分析がなされるべきだとした。

ASAF 会議での議論の概要

45. ASAF メンバーから、主に次のような意見が示された。

(コスト及び複雑性)

- (1) 2014 年 1 月に予定している IASB 会議のペーパーをベースに、3 月の ASAF 会議までに、各国基準設定主体が市場関係者からコスト及び複雑性についてのより詳細な意見を聞いてはどうか。

ASBJ の発言要旨

46. 本件について、ASBJ からは、主に次の発言を行っている。

- (1) 我々は、借手と貸手の会計処理は対称的であることは必ずしも必要ないと考ええている。PL の観点から言えば、借手の会計処理はリース期間にわたる費用処理の問題であり、貸手の会計処理は収益認識の問題である。したがって、貸手の会計処理は、借手との対称性よりも、収益認識 PJ の考え方との整合性の観点からの議論が重要である。
- (2) 今後の議論のための可能性のある解決策の一つは、改訂の範囲を、現行基準についてより問題が指摘されてきた借手の会計処理のみに絞ることであろう。

その他

47. 本件について IASB 関係者からは、次のようなコメントが示された。

- (1) 再公開草案の提案に対しては、適用により生じるコストについて懸念する意見が多く寄せられているが、今後、具体的にどのようなリース取引でコストが問題となるかについて詳細を把握した上で、どのような単純化が効果的かについて検討することが必要である。
- (2) リースの再公開草案に関する再審議については 2014 年 1 月に開始することを予定している。1 月のペーパーにおいて、考えられる選択肢について示す予定であり、2 月中に ASAF メンバーと個別に電話会議等を設定し、フィードバックを得たい。その際、各国関係者の反応についてもお聞かせいただきたい。
- (3) 寄せられたフィードバックを踏まえ、プロジェクトの方向性について最終の意思決定をするための IASB と FASB の合同会議を 3 月に開催することを目標としたい。

以 上